

基山町農業委員会会議録

令和6年10月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者13名 欠席者1名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	村 山 孔 治	出席	8	大 久 保 利 治	出席
2	松 野 孝 敏	出席	9	岸 勝 則	出席
3	寺 崎 和 美	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	大 村 和 則	出席	11	平 野 守	出席
5	中 村 俊 夫	出席	園部	中 村 静 佳	出席
6	木 原 秀 樹	出席	宮浦	吉 田 猛	欠席
7	内 山 学	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 尾籠優也

審 議 事 項

- | | | |
|------------|-------------------------|----|
| (1) 議案第26号 | 農地法第5条の規定による許可申請 | 1件 |
| (2) 議案第27号 | 農業経営基盤強化促進法の規定による申出 | 7件 |
| (3) 報告第25号 | 農地法第5条第1第6項の規定による届出受理報告 | 1件 |
| (4) 報告第26号 | 使用貸借による解約通知受理報告 | 1件 |
| (5) その他(1) | 農業振興地整備計画の変更について | 2件 |

審議開始 9時00分

審議終了 10時30分

令和6年10月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和6年第10回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、10番委員と1番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第26号農地法第5条の規定による許可申請があったので許可をもとめます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第26号1番朗読

この件につきましては、分家住宅として農地を転用するものです。

申請理由につきましては、道路に隣接し交通の便が良く本家とも近いことから借受人が、農地の一部を転用し分家住宅としての利用を計画したものです。残った農地部分はそのまま畑として耕作します。

その他の候補地についても検討をされましたが、要件が合わず、この土地を選定されています。

今回の申請地農地区分要件は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の、生産力の低い農地であることから、第2種農地「第2の1の(1)の力の(ア)」に該当し、許可基準は周辺の土地に立地することが困難な場合は許可し得る「第2の1の(1)の力の(イ)」に該当すると考えております。

場所は第6区池の坂集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

周辺の農地への影響はないと思われます。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第26号1番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第26号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第27号農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第27号1番朗読

この件につきましては、渡辺パイプ株式会社の自社農場として設立した株式会社げんき農場が、イチゴ栽培の九州農場開設のために中間管理機構を通じた賃貸借権を設定するものです。賃借料は一筆当たり63,000円です。期間は20年です。場所は、第1区町営球場南側にある圃場です。

議案第27号1番及び議案第27号2番について、受け手が同じなのでまとめて説明致します。

議 長

議案第27号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第27号2番朗読

この件につきましても、渡辺パイプ株式会社の自社農場として設立した株式会社げんき農場が、イチゴ栽培の九州農場開設のために中間管理機構を通じた賃貸借権を設定するものです。賃借料は一筆当たり44,000円です。期間は20年です。場所は、第1区町営球場南側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

説明会も行われたため周辺住民の心配もありません。問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第27号1番及び議案第27号2番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第27号1番及び議案第27号2番について、全員一致で決定します。
次に、議案第27号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第27号3番朗読

この件につきましては、契約期間満了に伴い、受け手が経営規模を縮小するために、新たな受け手と賃貸借権を設定するものです。賃借料は一筆当たり5,000円です。期間は5年です。場所は、第2区井手運送南側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

長年作付けされていた土地であり、双方が合意しているので問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第27号3番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第27号3番について、全員一致で決定します。
次に、議案第27号4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第27号4番朗読

この件につきましても、契約期間満了に伴い、受け手が経営規模を縮小するために、新たな受け手と賃貸借権を設定するものです。賃借料は一筆当たり水稲30kgです。期間は5年です。場所は、第7区南奈良田集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 番委員

受け手は現役で作付けをしており、機械も所持しているため問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 27 号 4 番について計画決定したいと思いますのですが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 27 号 4 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 27 号 5 番から 7 番については再設定ですので朗読は省略します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 27 号 5 番から 7 番

5 番につきましては、貸し手の要望のため賃貸借権を設定するものです。期間は 5 年です。賃借料は一筆当たり水稻 60kg です。場所は、第 1 区正応寺 IC 東側にある圃場です。

6 番につきましては、貸し手の要望のため賃貸借権を設定するものです。期間は 3 年です。賃借料は 10 a 当たり水稻 20kg です。場所は、第 2 区黒谷集落付近にある圃場です。

7 番につきましては、貸し手の要望のため賃貸借権を設定するものです。期間は 5 年です。場所は、第 2 区皮籠石東集落付近にある圃場です。

議 長

何か意見はありませんか。ないようでしたら議案第 27 号 5 番から 7 番について計画決定したいと思いますのですが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第27号5番から7番について、全員一致で決定します。

次に、報告第25号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第25号1番朗読

この件につきましては、申請人が市街化区域内にある農地を戸建住宅として、転用するものです。届出を受理し受理通知書を交付します。場所は白坂集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第25号1番を終わります。

次に、報告第26号使用貸借による解約通知があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第26号1番 朗読

この件につきましては、借り人が病気で耕作が困難になったことによる解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第1区町営球場西側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第26号1番を終わります。

次に、その他(1)農業振興地域整備計画の変更申出があったので、意見を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 その他(1)1番 朗読

この件につきましては、当該地に住宅団地建設を計画している申出人が、住宅団地内の道路を既存道路に接続するために当該農地を農業振興地域の農用地区域から除外するものです。申請農地面積は147㎡です。この計画変更について農業委員の意見を求めます。場所は、第3区真尻集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありました。何か意見はありませんか。

4 番委員

申出人に対して、申請地に隣接する水路の利用に支障をきたすことが無いようにすることを求めたいです。

議 長

ほかに意見はありませんか。意見がないようですので、その他（１）１番は終わります。次に、その他（１）２番の意見を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（１）２番 朗読

この件につきましては、50区画の宅地分譲のために当該農地を農業振興地域の農用地区域から除外するものです。申請農地面積は12,161㎡です。この計画変更について農業委員の意見を求めます。場所は、塚原集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありました。何か意見はありませんか。

6 番委員

開発残地について、適切な営農環境を確保し、排水、調整池について周辺住民と事前に調整をしてもらいたいです。

議 長

ほかに意見はありませんか。意見がないようですので、その他（１）２番は終わります。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和6年10月1日

署名人

議 長

委 員

委 員